

2026年10月15日(木) ~

静岡県の最低賃金が 変わります

1,097円 ➡ 1,154円



日給や月給の場合についても、最低賃金は適応されます。
時間額に換算して、最低賃金と比較してください。

現在公開している求人が、時間額1,154円に満たない場合

⇒求人票の修正をお願いします。

＜＜修正期日＞＞
10月9日(金)

これから新規で求人登録をする場合

⇒新しい最低賃金(1,154円)を適用した額で申請をお願いします。

(福)静岡県社会福祉協議会

静岡県社会福祉人材センター

TEL : 054-271-2110